9　送受信制御情報は、ＴＳの受信状態及び緊急警報指示を示すものとし、その構成は別記第５のとおりとする。

10　相対ＴＳ番号／スロット対応情報は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第11条第３項第３号別図第２の第２スロットから第53スロットまでに割り当てられる相対ＴＳ番号を示す領域であり、その構成は別記第６のとおりとする。

11　拡張情報は、多重フレームヘッダ情報を拡張する場合の領域であり、未使用の場合には、拡張領域の680ビット全てを‘１’とする。

12　ＣＲＣは、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｈ．222.0で定義するＣＲＣデコーダにおいて、多重フレームヘッダの先頭４バイトを除いた184バイトをレジスタに入力した時のレジスタ出力がゼロになる値とする。

13　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第22条第１項第２号に規定する地震動警報情報を伝送するためのＡＣ信号を併せ送る放送を再放送する場合において、当該放送に当該ＡＣ信号を併せ送るときは、拡張領域の先頭204ビットにＡＣシンボルを配置するものとする。

別記第１　パケットヘッダの構成

同期バイト 0x47	‘000’	多重フレーム ＰＩＤ	‘0001’	連続性指標
8	3	13	4	4

注１　同期バイトは、0x47とする。

２　多重フレームＰＩＤは、多重フレームヘッダを識別するために使用する領域で、0x0011から0x002Fまでの中から割当てるものとする。

３　連続性指標は、同一の多重フレームＰＩＤの値を持つＴＳパケットの順序を指定する領域で、‘0000’を開始値として１ずつ増加し、‘1111’の次は‘0000’とする。

別記第２　多重フレーム同期情報の構成

未定義	多重フレーム同期信号
3	13

注　多重フレーム同期信号は、0x1A86とし、多重フレームごとに全ビットを反転させる。

別記第３　スロット情報の構成

スロット配置法の区別	多重フレーム型式	相対ＴＳ番号１に対する有効・無効指示	相対ＴＳ番号２に対する有効・無効指示	…	相対ＴＳ番号15に対する有効・無効指示	未定義
1	4	1	1		1	1

注１　スロットの配置法の区別は、スロット配置法を識別するのに使用する領域とし、次のような割当てとする。

スロット配置法の種別

値	割当て
‘０’	静的割当
‘１’	未定義

２　多重フレーム形式は、多重フレーム長及び最大多重ＴＳ数を識別するのに使用する領域とし、次のような割当てとする。

多重フレーム形式の種別

値	多重フレーム長	最大多重ＴＳ数
0x1	53	15
0xF	使用しない	
その他	未定義	

３　相対ＴＳ番号に対する有効・無効指示は、別記第４の各要素が有効か無効かを識別するのに使用する領域で、‘０’は無効、‘１’は有効を示す。

別記第４　識別子／相対ＴＳ番号対応情報の構成

相対ＴＳ番号１に対するＴＳ識別及びオリジナルネットワーク識別	相対ＴＳ番号２に対するＴＳ識別及びオリジナルネットワーク識別	相対ＴＳ番号３に対するＴＳ識別及びオリジナルネットワーク識別	……	相対ＴＳ番号15に対するＴＳ識別及びオリジナルネットワーク識別
32	32	32		32

注　識別子／相対ＴＳ番号対応情報は、ＴＳ識別とオリジナルネットワーク識別をこの順に指定し、各16ビットの領域とする。

別記第５　送受信制御情報の構成

相対ＴＳ番号１に対する受信状態	相対ＴＳ番号２に対する受信状態	……	相対ＴＳ番号15に対する受信状態	未定義	緊急警報指示
2	2		2	1	1

注１　相対ＴＳ番号に対する受信状態は、ＴＳの受信状態を識別するのに使用する領域で、各要素の値は受信状態が良い状態から‘00’、‘01’、‘10’とする。

２　緊急警報指示は、受信機への起動制御を示す領域であり、起動制御が行われていない場合は‘０’とし、起動制御が行われている場合は‘１’とする。

別記第６　相対ＴＳ番号／スロット対応情報の構成

第２スロットに対する相対ＴＳ番号	第３スロットに対する相対ＴＳ番号	第４スロットに対する相対ＴＳ番号	…	第52スロットに対する相対ＴＳ番号	第53スロットに対する相対ＴＳ番号
4	4	4		4	4

注　相対ＴＳ番号は１から15までとし、ＴＳパケットを配置しないスロットの場合は0x0とする。

○総務省告示第三百四十二号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十一条第四項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する記述子の構成を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成十四年総務省告示第四百十九号（自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件）及び平成十四年総務省告示第四百二十一号（有線役務利用放送のうち自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合に、伝送制御信号により伝送される記述子の構成を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博